

医師:近年、当院にも外国人患者が来院するようになりましたので、外国語での問診をスムースに実施するため、ネットで公開されている「多言語問診票」を利用しています。

弁護士:多くの団体が「多言語問診票」をネットで公開していますが、それぞれ一長一短がありますね。 医師:公益財団法人かながわ国際交流財団のホームページに掲載されている多言語問診票は、18言語、11診療科目を網羅しています。しかも外国語と日本語が併記してあるので、大変便利です。

弁護士:厚労省が公開している「外国人向け多言語 説明資料」は、一般財団法人日本医療教育財団が昨 年作成したもので、問診票だけでなく、診療申込書、 入院申込書から診療情報提供書、手術説明書、医療 費請求書まで、多くの外国語文書の書式が入手でき ますので、お勧めです。

医師:外国人の診療で問題となるのは、治療費の支払い確保です。日本の健康保険対応であれば、自己負担分3割で済みますが、外国人で保険に入っている人は少ないので、治療費全額不払いのリスクがあります。そこで、当院では、外国人を診療する場合、治療費が支払われるまでの担保としてパスポートをお預かりしていますが、法律上の問題はありませんか。

弁護士:いや、大いに問題があります。外国人には 旅券携帯義務があり(入管法第23条)、パスポート は本人が常に所持しておくべき身分証明書です。し たがって、治療費支払いの担保のために病院がパス ポートを取り上げてはいけません。

医師:それでは、当院でも、A 2 の入院治療費の 前払い制度を採用したいと思いますが、この①~③ の手順を踏んでも、前払いをしない患者の場合、入 院を断ってもよいのですね。

弁護士:そうです。厚労省の「外国人向け多言語説明資料」が紹介している「概算医療費」の書式でも、「事前に診療契約書を締結された方は、締結された治療費を診察前にお支払い下さい」という治療費の前払いを要求する文章が外国語で記載されています。

医師: なるほど。そうすると、治療費確保の対策としては、外国人患者を入院させる前に、入院治療費の概算額を文書で提示し、治療費の前払義務を定めた診療契約書を取り交しておくことが、ポイントですね。

参考資料1

(1) 北海道救急医療・広域災害情報システム(日本語/英語)

http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp

- (2) 札幌市医師会(日本語) https://www.spmed.jp/medi-map/
- (3) health Hokkaido (日本語/英語) http://www.healthhokkaido.com/

参考資料2

(1) 公益財団法人かながわ国際交流財団 多言語問 診票

http://www.kifjp.org/medical/

(2) 厚生労働省「外国人向け多言語説明資料」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite /bunya/0000056789.html

質問募集/編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。

北海道医報ファイルについて

北海道医報本誌を1年分綴ることができるファイルを用意して おります。

ご希望の方に無償にてお送りいたしますので、下記まで送付先ならびに希望数をご連絡ください。

記

申込先:北海道医師会事業第一課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 TEL 011-231-7661 FAX 011-252-3233

E-mail ihou@m.doui.jp

